

令和3年4月から

# 衛生センターごみ処理施設への 大型燃えるごみの直接搬入には 事前申込みが必要となります。



令和6年3月末までの工事期間中は、場内が大変混雑することが予想されるため、大型燃えるごみの直接搬入の際には**前日までの申込み**が必要となります。**※衛生センターに搬入しようとする1か月前から申込可能です。**

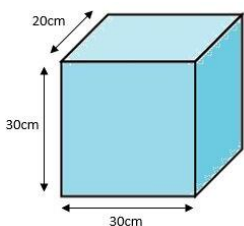
電話受付：0748-62-5454

月曜日から金曜日（土日、祝日、年末年始は休み）

8時30分～16時30分まで（12時～13時は休止）

衛生センターごみ処理施設へ事前申込みが必要となる**大型燃えるごみ**とは、縦・横・高さの3辺の**合計寸法が80cm以上**のもので。

衛生センターごみ処理施設では大型燃えるごみを破碎処理しています。合計寸法が80cmに満たないものは事前申込みの対象となりませんが、設備に支障をきたす可能性のある木材等の固いごみは破碎処理が必要となる場合がありますので、詳しくは衛生センターへお問い合わせください。



例えば・・・



タンス、家具



布団、毛布



畳



廃プラスチック



木材、剪定枝

## 【お申し込みの流れ】



### ①電話での事前申込み

- ・前日までに衛生センター（62-5454）に電話し、搬入物を伝えて搬入日の予約をしてください。
- ・**当日搬入はできません。**



### ②直接搬入申請書の記入

- ・搬入日に、衛生センター事務所にて申請書に記入してください。
- ・本人確認のため、運転免許証や保険証などを提示してください。



### ③大型燃えるごみの搬入

- ・計量棟にて申請書を提示し、大型燃えるごみを搬入してください。
- ・申請書は計量棟出口で提出してください。

## 【注意事項】

- ・本人確認のため、運転免許証や保険証などを提示してください。
- ・申込件数が多い日などは搬入日の希望に添えない場合があります。
- ・1日に搬入できる量は1人あたり軽トラ1台程度。（畳は1日10枚が上限となります。）
- ・大型燃えるごみの搬入1回ごとに申込みが必要です。（原則、1日1回となります。）
- ・金属類などの不燃物はあらかじめ取り外して搬入してください。
- ・原則、排出者本人以外がごみを搬入することはできません。
- ・申込量が多量になる場合、必要と判断した時には発生場所の現地確認を行うことがあります。
- ・申込時の内容と搬入物等が異なる場合は、搬入をお断りすることがあります。
- ・リフォーム工事等から発生する建築廃材（産業廃棄物）は搬入することができません。
- ・衛生センター内では、係員の指示に従ってください。

## 【お問い合わせ先】

甲賀広域行政組合  
衛生センター第2施設（ごみ処理施設）  
電話：0748-62-5454  
住所：滋賀県甲賀市水口町水口 6677  
搬入日：月～金曜日  
（土日、12/31～1/3は休み）  
燃えるごみの処分方法は衛生センター  
ホームページでも掲載しています。

